

収支精算・昇給確認のお知らせ

ベースアップ評価料

当事務所が令和7年度の収支精算から、
令和8年度の制度変更への対応まで一括サポートいたします。

【令和7年度】算定収益を「使い切る」ための最終精算

課題

「想定より患者数が多く、
評価料収益が余ってしまった」

課題

「入退社が多く、評価料収益が
払いきれぬか分からない。」

課題

「法定福利費を計算に入れて
おらず、還元額が足りない」

野島事務所のフォロー・サポート

ベースアップ評価料の収支をゼロにするために、算定額と支払額を集計し、
3月給与や決算賞与で支払うべき額や翌年度への繰越額をご提案させていただきます。

【令和8年度】制度変更への備え

変更点

点数の段階的な引き上げ

	令和7年	令和8年	令和9年
初診料	6点	17点	34点
再診料	2点	4点	8点

例：外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
※継続実績のある施設はさらに高い点数となる。

変更点

「対象職種拡大と用途の追加」

新たな対象者
・事務職員
・40歳未満の勤務医師（歯科医師）
・薬局の調剤薬剤師

歯科技工所ベースアップ支援料や
調剤ベースアップ評価料の新設

「夜勤手当」への充当が可能に

変更点

「手続き・計算方法の変更」

届出開始の計画書が不要に
その代わりに、中間報告書・実績報告書を提出する事後報告型に

法人内で合算・按分して計算・報告できるように

「給与総額ベース」の計算から、
「月額賃金総額×一定率」と「人数×一定額」という計算方法に

野島事務所のフォロー・サポート

令和8年度ベースアップ評価料が始まるまでに、令和8年度の収益予測額を計算し、国の求めるベア実現に向けた令和8年度の昇給額について等をご提案させていただきます。

社会保険労務士法人 野島事務所

☎ 084-983-2653

受付時間：平日9：00～17：00

お電話またはWEBからお申込みいただけます。

WEBでのお申込はこちら

<https://office-nojima.net/>



3月中の対応が必須のものがあります

ベースアップ評価料 関連補助金

01 賃上げ支援事業（スタッフの給与アップに使う補助金）

令和8年6月から診療報酬改定に合わせた賃上げを行うことを前提として、その前の半年分（令和7年12月～令和8年5月）について前倒して賃金改善を行った場合、賃金改善に要した経費に対し補助するものです。

受け取った全額を賃上げに使い切り、後日実績報告をする義務があります。

要件：令和8年3月1日までにベースアップ評価料を届け出ていること。 ※例外あり
令和8年3月末までに賃金改善をしていること。
賃上げした額を令和8年6月以降下げないこと。

支給額：

病院	許可病床数 × 8.4万円
3床以上の有床診療所	許可病床数 × 7.2万円
無床診療所・2床以下の有床診療所	1施設 × 15万円
訪問看護ステーション	1施設 × 22.8万円
保険薬局	同一グループの店舗数に応じて7万円～14.5万円

02 物価上昇支援制度（物価高騰への対応）

光熱水費や材料費などの物価高騰に対する支援金です。用途制限はなく、事後の実績報告も不要です。

要件：原則すべての医療機関等が対象（診療報酬請求の実績があり、事業継続意思があること）

支給額：

病院	許可病床数 × 11.1万円 ※救急車の受入件数や全身麻酔手術数、分娩件数に応じて500万円～2億円の加算あり
14床以上の有床診療所	許可病床数 × 1.3万円
無床診療所・13床以下の有床診療所	1施設 × 17万円
保険薬局	同一グループの店舗数に応じて5万円～8.5万円

03 医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業

ICT機器（スマホ、インカム、AI問診など）やロボットを導入して業務効率化を図るための大型補助金です。

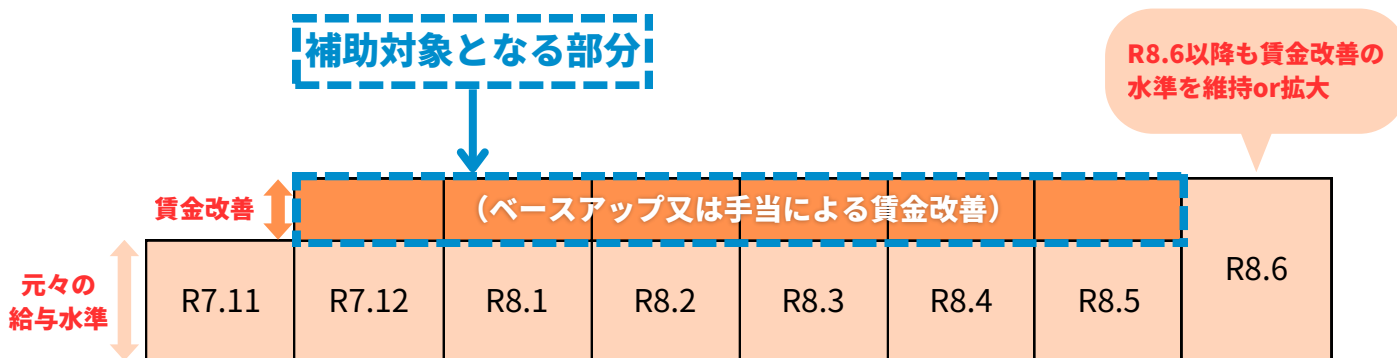
要件：令和8年4月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院
具体的・定量的な目標（時間外労働の削減など）を含む「業務効率化計画」を作成・提出し、評価を受けること

支給額：1施設あたり上限 8,000万円（補助率 4/5）

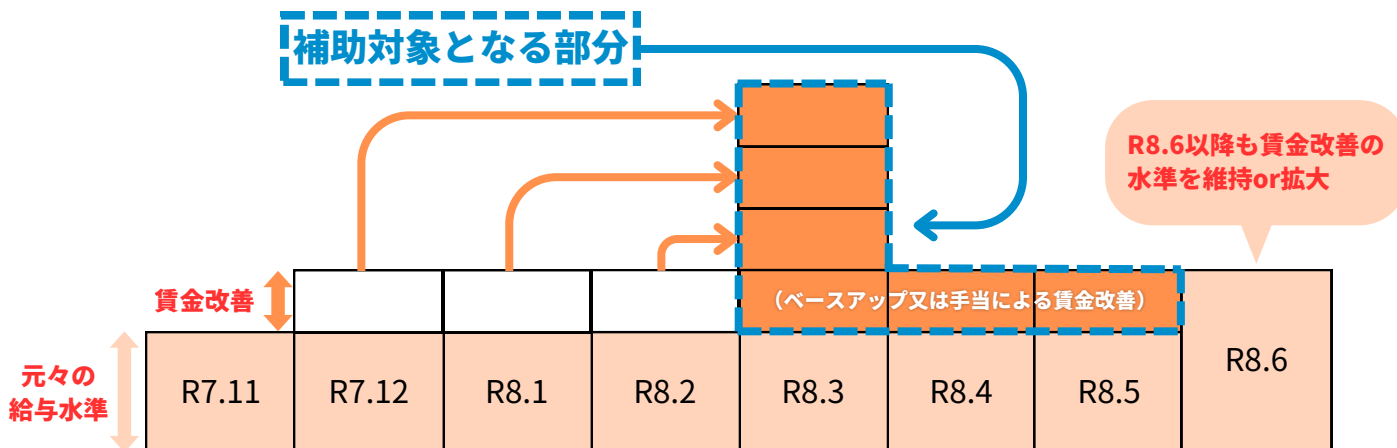
賃上げ補助金の賃上げ方法について

下記3パターンのいずれかの方法により賃金改善を行った場合のみ、事後に補助金が支給されます。

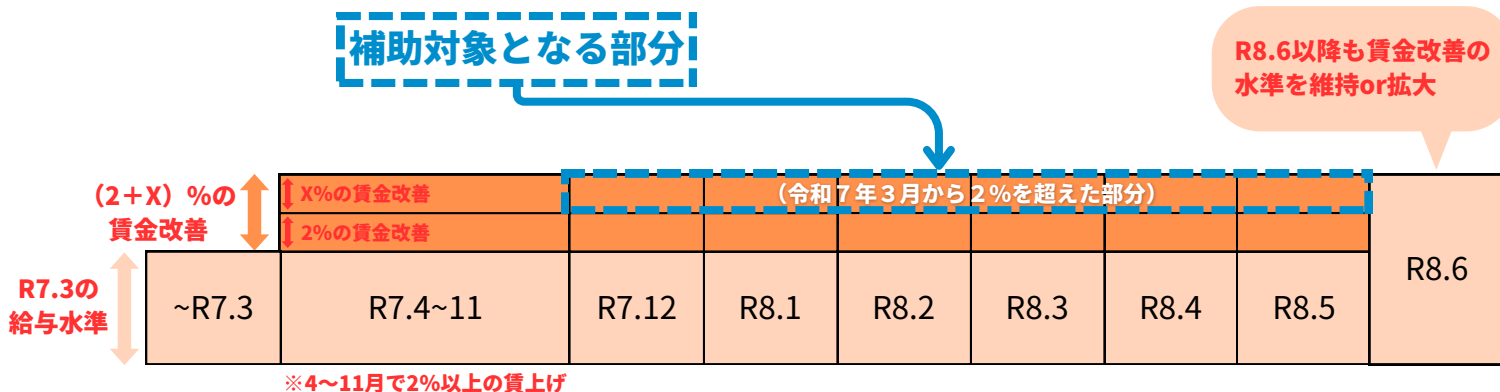
01 令和7年12月から令和8年5月までベースアップをした場合、ベースアップ分を補助



02 令和8年3月までに令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を支給し、4、5月をベースアップした場合、一時金又は特別手当及びベースアップ分を補助



03 令和7年4月1日~11月末のどこかの時点で、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して、2%を超えたベースアップ又は手当による賃金改善を実施している場合、令和7年12月から令和8年5月までの間の2%を超えた部分を補助



支援内容・費用・必要書類のご案内

ベースアップ評価料

貴院の円滑な制度移行と、賃上げ・物価対策の最適活用に向けて

ベースアップ評価料の運用は、適切な実績報告と時期に合わせた規定の改定が不可欠です。当事務所では、貴院の現在の状況を丁寧に伺い、以下のステップで支援を進めてまいります。

費用

令和7年度 賃金改善実施報告書 60,000～ 円 + 税

令和8年度 賃金改善計画 60,000～ 円 + 税

毎月の収支サポート 別途相談 円 + 税

※病院・診療所の規模により変動いたします。
※顧問契約のあるお客様はお値引きさせていただきます。



ご依頼にあたり、ご準備いただくもの

01 診療報酬の算定回数（令和7年4月～直近）

各月ごとに、項目別にご提出ください。
形式は問いません。

02 賃金・賞与台帳（令和7年4月～直近）

給与計算代行を当事務所にご依頼いただいている場合は不要です。

03 昨年度の申請用紙一式

昨年の計画書を当事務所にご依頼いただいた場合は不要です。

04 従業員一覧表など

従業員の職種・勤務形態がわかるものが
必要です。

05 お打ち合わせ日程調整のお願い

昇給額の検討・補助金の申請をご希望の場合、早期の打ち合わせをお願いしております。
ご都合の良い日程で調整いたしますのでご連絡ください。

社会保険労務士法人 野島事務所

☎ 084-983-2653

受付時間：平日 9：00～17：00

お電話またはWEBからお申込みいただけます。

WEBでのお申込はこちら

<https://office-nojima.net/>



ベースアップ評価料 届出用紙

前頁「診療報酬の算定回数」について、下記を埋めていただき、
その他必要な書類と併せてご連絡いただいても構いません。

事業所情報

保険医療機関コード : _____

保険医療機関名 : _____

連絡担当者 : _____

MAIL : _____

TEL : _____

算定について

算定開始月 令和 年 月 / わからない

算定種類 I / II / 入院

令和8年度への繰り越し あり / なし / わからない

補助金の利用希望 あり / なし / わからない

診療報酬点数記入欄

	初診料等	再診料等	訪問診療（同一建物以外）	訪問診療診療（同一建物）	入院
令和7年4月	回	回	回	回	回
令和7年5月	回	回	回	回	回
令和7年6月	回	回	回	回	回
令和7年7月	回	回	回	回	回
令和7年8月	回	回	回	回	回
令和7年9月	回	回	回	回	回
令和7年10月	回	回	回	回	回
令和7年11月	回	回	回	回	回
令和7年12月	回	回	回	回	回
令和7年1月	回	回	回	回	回
令和7年2月	回	回	回	回	回
令和8年3月	回	回	回	回	回

社会保険労務士法人 野島事務所

✉ info@office-nojima.net

☎ 084-983-2653 / FAX 084-983-2654

ご不明点等ございましたら、
お気軽にご連絡ください。
ベースアップ評価料担当者：佐藤

